

第2節 審査請求

第19条 審理員による審理手続に関する規定の適用除外

第19条 開示決定等若しくは開示請求がこの条例に規定する要件を満たさない等の理由により開示請求を拒否する決定（第2条第2項各号又は第2条の2に規定する適用除外文書である場合又は前条各項に該当するため公文書の開示をしない場合を含む。以下「開示決定等若しくは開示請求拒否決定」という。）又は開示請求に係る不作為についての審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

趣 旨

行政不服審査法第9条第1項では、審理員の指名について、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合、その適用を除外する旨定めている。

これは、優れた見識を有する委員で構成された委員会等の直接的・実質的な審理により、公正かつ慎重に判断されることが担保されている場合、例えば、審査会が諮問を受けて実質的な審理を行っている場合などは、十分な審理が確保されているとの理由により、審理員による手続は不要とされる趣旨であることから、本条例においても適用除外規定を定めたものである。

第20条 審査会への諮問

第20条 実施機関がした開示決定等若しくは開示請求拒否決定又は開示請求に係る不作為についての審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、次に掲げる場合を除き、東京都情報公開審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - 二 開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第23条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示する場合（当該実施機関がした開示決定等若しくは開示請求拒否決定又は開示請求に係る不作為について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）
- 2 前項の審査庁は、東京都情報公開審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。
- 3 前2項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。

趣 旨

- 1 本条は、実施機関（都が設立した地方独立行政法人を除く。）がした開示決定等若しくは開示請求が条例に規定する要件を満たさない等の理由により開示請求を拒否する決定（第2条第2項各号又は第2条の2に規定する適用除外文書である場合又は第18条各項に該当するため公文書の開示をしない場合を含む。以下「開示決定等若しくは開示請求拒否決定」という。）又は開示請求に係る不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合の救済手続を定めたものである。
- 2 第1項は、開示決定等若しくは開示請求拒否決定又は開示請求に係る不作為に対する審査請求があった場合、当該審査請求に係る審査庁は、本項第1号及び第2号に該当する場合を除き、東京都情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対する諮問を経た後に、当該審

査請求についての裁決を行う趣旨である。

- 3 第1項第1号の「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、行政不服審査法に基づく審査請求が、審査の結果、審査請求人としての要件に該当しない、期間経過後の審査請求であるなどの要件不備により却下される場合をいう。
- 4 第1項第2号は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない旨の決定を取り消し、又は変更し、結果的に当該公文書の全部を開示する場合は、第15条第3項に規定する第三者からの反対意見書が提出されているときを除き、審査会への諮問が不要であることを定めたものである。
- 5 第2項は、審査請求に係る審査庁は、審査会に対し、速やかに諮問するよう努めることを定めたものである。
- 6 第3項は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項において、審査庁が処分庁等以外である場合には、処分庁等に弁明書の提出を求めること、審査庁が処分庁等である場合には、審査庁に弁明書を作成することを義務付けていることから、審査庁が審査会に諮問するに当たっては、当該弁明書の写しを添えて行うことを定めたものである。

関係規則・要綱

【知事が行う情報公開事務に関する規則】

(審査会に諮問した旨の通知)

第10条 知事は、条例第20条の規定により東京都情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した場合は、審査会諮問通知書（別記第11号様式）により、条例第22条各号に掲げるものに通知するものとする。

【情報公開事務取扱要綱】

第5 審査請求があった場合の取扱い

1 主務課（処分庁）における再検討

開示決定等（却下の場合を含む。以下同じ。）又は開示請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求があった場合は、当該開示

決定等又は開示請求に係る不作為が妥当であるかどうか再検討を行う。

2 審査会への諮問

- (1) 主務課（処分庁）が再検討を行った結果、なお当該開示決定等又は開示請求に係る不作為が妥当であると判断した場合は、条例第20条第1項各号に該当する場合を除き、審査庁は、速やかに東京都情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。
- (2) 条例第20条第1項第2号に該当する場合は、審査会に諮問する必要はないが、局の情報公開主管課長及び関係部課長に協議するものとする。

7 答申書等の送付

審査会から答申があった場合には、主務課長は、関係資料を添付して、審査会の答申書を総務局総務部法務課に送付するものとする（処分変更した場合も同様に取り扱う。）。

8 第三者からの審査請求への対応

- (1) 開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の決定に対し、当該公文書を開示請求者が開示する日までの間に第三者から審査請求があった場合は、上記1～7に準じて取り扱うとともに、主務課は、職権で当該公文書の開示又は一部開示の実施を停止し、当該開示請求者にその旨を通知する。
- (2) 開示請求者からの審査請求に係る開示決定等を変更して開示部分を広げる決定をした場合において、当該決定に対して第三者から審査請求があったときは、速やかに審査会に諮問する。

第21条 都が設立した地方独立行政法人に対する審査請求

第21条 都が設立した地方独立行政法人がした開示決定等若しくは開示請求拒否決定又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。この場合においては、前二条の規定を準用する。

趣 旨

本条は、都が設立した地方独立行政法人がした開示決定等若しくは開示請求拒否決定又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができること及びこの場合の手續には第19条及び第20条の規定を準用することを定めたものである。

第22条 諮問をした旨の通知

第22条 第20条（前条において準用する場合を含む。）の規定により諮問をした審査庁又は都が設立した地方独立行政法人（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）
- 二 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

趣 旨

- 1 本条は、諮問庁が、審査請求人や行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人などの関係者に対し、審査会に諮問をした旨を通知しなければならないことを定めたものである。
- 2 第1号は、審査請求人及び当該審査請求に利害関係人として参加している参加人に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。
- 3 第2号は、開示決定について第三者が審査請求を提起している場合、開示請求者に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。
- 4 第3号は、開示決定等について反対意見書を提出した第三者が参加人となっていない場合であっても、当該第三者に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。

関係規則・要綱

【情報公開事務取扱要綱】

第5 審査請求があった場合の取扱い

3 諮問をした旨の通知

審査庁（諮問庁）は、審査会に諮問した後、速やかに条例第22条各号に該当するものに審査会諮問通知書（規則別記第11号様式）により諮問をした旨を通知しなければならない。

第23条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

第23条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

趣 旨

- 1 本条は、第三者に関する情報が記録されている公文書の開示決定等（第11条各項の決定をいう。以下同じ。）に対する審査請求について、開示決定（公文書の全部又は一部を開示する決定をいう。以下同じ。）に対する第三者からの審査請求を却下し、若しくは棄却する裁決を行う場合、又は開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示しない旨の決定を変更し、当初の決定より開示する部分を拡大する裁決を行う場合に、当該裁決に係る公文書に自己の情報が記録されている第三者に訴訟提起の機会を確保するための手続を定めたものである。
- 2 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する場合、当該公文書は開示されることとなるが、その結果、当該第三者に回復不能の利益侵害が生じるおそれがあるため、当該第三者に訴訟を提起する機会を与えることが、裁判を受ける権利の保障の観点から望ましい。そこで、このような場合には、審査請求に対する裁決の日と開示をする日との間に2週間以上の期間を置き、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保することとした（第1号）。
- 3 開示請求に係る公文書の開示決定等に対する審査請求が行われた結果、当該審査請求に係る開示決定等を変更し、当初の決定より開示する部分を拡大する裁決を行うこととなった場合についても、開示決定を行う場合と同様に、第三者の権利保護を図る必要があることから、開示決定等を変更する裁決の日と開示をする日との間に2週間以上の期間を置くこととした（第2号）。
- 4 本条各号に該当する第三者に対し、開示する旨の裁決をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

5 裁決により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない旨の決定が取り消された結果、処分庁が再度行う当該公文書の開示決定は、第11条第1項に基づくものであるから、第15条第3項が適用され、開示決定の日と開示をする日との間に2週間以上の期間を置くとともに、当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

運 用

公文書の開示決定の取消しを求める審査請求が提起された場合、当該審査請求の提起自体には、行政不服審査法第25条第1項の規定により、当該開示決定に係る公文書の開示に対する執行停止の効力はないが、同法第25条第2項又は第3項の規定により、処分の取消を求める審査請求に併せて執行停止の申立てがあり、これを審査庁が認めたとき、又は審査庁が職権により執行停止を行ったときは、当該審査請求に対する裁決の日までは開示をしないこととする。

第24条 東京都情報公開審査会

- 第24条 第20条（第21条において準用する場合を含む。）に規定する諮問に応じ
て審議するため、東京都情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- 2 審査会は、前項に規定する審議を通じて必要があると認めるときは、情報公開に
関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。
 - 3 審査会は、知事が任命する委員12人以内をもって組織する。
 - 4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再
任を妨げない。
 - 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様
とする。
 - 6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動
をしてはならない。

趣 旨

- 1 本条は、第20条（第21条において準用する場合を含む。）に規定する諮問に応じて審議し、
また、その審議を通じて情報公開に関する事項について実施機関に意見を述べるため、知事の
諮問機関として、審査会を設置することを定めたものである。
- 2 本条は、第三者的機関である審査会が、開示決定等の当否について審議し、併せてその審議
を通じて情報公開制度の改善や情報公開の総合的な推進を図るために必要な事項について、実
施機関に意見を述べることにより、本条例の公正かつ民主的な運営を確保する趣旨である。
- 3 審査会には、第26条第1項の規定により、不開示情報が記録された公文書を直接見分するい
わゆるインカメラ審理の権限が与えられている。そこで、第5項は、委員の守秘義務について
定めている。委員がこの守秘義務に違反した場合、第44条の規定により罰則が科せられること
となる。
- 4 第6項は、審査会の委員には、公正性、政治的中立性が求められることから、委員の政治運
動を制限する趣旨である。

- (1) 「政党その他の政治的団体」とは、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条にいう「政治団体」と同一範囲のものをいう。
- (2) 「政治運動」とは、地方公務員法第36条に規定する「政治的行為」に該当するものをいう。

第25条 部会

第25条 審査会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会に、審査請求に係る事件について審議させることができる。

趣 旨

- 1 本条は、審査会の迅速かつ機動的な運用を図るため、審査請求案件について、一部の委員で構成する部会に審議させることができる旨を定めたものである。
- 2 「審査請求に係る事件について審議させることができる」とは、部会において調査、審議し、その結論をもって審査会の答申とすることができるという趣旨である。

第26条 審査会の調査権限

第26条 審査会（前条の規定により部会に審議させる場合にあっては部会。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

趣 旨

1 本条は、審査会が審査のために必要な調査を行うことができる旨を定めたものである。

2 第1項は、実施機関の行った開示決定等又は開示請求拒否決定の判断が妥当かどうか、不開示情報が当該公文書に記載されているかなどを確認するため、開示決定等又は開示請求拒否決定の判断がなされた公文書を審査会が直接見ることができるインカメラ審理の権限を審査会に認められたものである。

3 第2項は、審査請求のあった開示決定等又は開示請求拒否決定に係る公文書の提示を審査会から求められたときは、諮問庁は、これに応じなければならないことを定めたものである。

4 第3項は、審査請求のあった開示決定等又は開示請求拒否決定に係る公文書の量が多く、複数の不開示情報が複雑に関係する事案などの審議では、争点を明確にし、審理を促進する上で、審査請求のあった開示決定等又は開示請求拒否決定に係る公文書に記録されている情報の内容を分類又は整理した資料（ヴォーン・インデックス）が有効であることから、審査会は必要と

認めるときに、実施機関に対し、その指定する方法により、ヴォーン・インデックスを作成するよう求めることができることを定めたものである。

- 5 第4項の「その他必要な調査」とは、審査会が審議するために必要な実地調査を行うこと等をいう。

運 用

1 インカメラ審理手続における公文書の提示

審査会は、事案の審議に当たり、通常の場合は、当該公文書を直接に見分した上で判断することとなると考えられる。しかし、個人情報や犯罪捜査情報などのように、情報の性質に応じて特別の考慮を必要とするものについては、審査会は、諮問庁から必要な説明を聴き、当該公文書を提示することによって生ずる支障の内容及び程度を的確に把握し、諮問に関する説明の要求その他の方法による調査を十分行った上で、当該公文書の提示を求める必要性について判断することとなる。

関係規則・要綱

【情報公開事務取扱要綱】

第5 審査請求があった場合の取扱い

4 審査会への公文書の提示（インカメラ審理への対応）

審査庁（諮問庁）は、条例第26条第1項の規定に基づき審査会（部会を含む。以下同じ。）から審査請求のあった開示決定等に係る公文書の提示を求められたときは、当該公文書を主務課（処分庁）から直接審査会に提示させるものとする。ただし、審査会の了承を得て、当該公文書の写しをもって提示させることもできる。

5 審査会への資料の提出（ヴォーン・インデックス）

審査庁（諮問庁）は、条例第26条第3項の規定に基づき審査会から審査請求のあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報を分類整理した資料の請求があった場合は、情報公開課と調整の上、主務課（処分庁）からこれを提出させるものとする。

第27条 意見の陳述等

第27条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えることができる。

2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、意見書又は資料の提出を認めることができる。この場合において、審査請求人等は、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

趣 旨

1 第1項は、審査会は、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）の審査会に対する口頭による意見陳述を認めることができることを定めたものである。

2 第2項は、審査請求人又は参加人が口頭による意見陳述を行う際には、補佐人とともに出頭することができること、また、その場合、審査会による許可が必要であることを定めたものである。

3 第3項は、審査会は、審査請求人等の審査会に対する意見書又は資料の提出の申出を認めることができることを定めたものである。

「相当の期間」とは、意見書又は資料の提出のために社会通念上必要と認められる期間をいう。

4 第4項は、審査請求人等は、第28条の規定により審査会へ提出された意見書及び資料の閲覧等を求めることができるが、意見書及び資料が提出されたかどうかは審査請求人等には分からないので、意見書等が提出された場合、審査会は審査請求人等にその旨を通知するよう努めることを定めたものである。

第28条 提出資料の閲覧等

第28条 審査請求人等は、審査会に対し、第26条第3項及び第4項並びに前条第3項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写し（電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

趣 旨

1 第1項は、審査請求人等から審査会に提出された意見書又は資料は、当該意見書又は資料の提出人以外の審査請求人等の主張・弁明・反論のため参考となる場合が多く、また、審査会における公平な審議にも資することから、審査請求人等が、審査会に対して意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を請求できることを定めたものである。

なお、本請求は審査会の調査審議手続における主張立証の便宜のために認められるものであることから、答申が行われた後に閲覧等を求めることはできない。

(1) 「第三者の利益を害するおそれがある」とは、審査会に提出された意見書又は資料に、個人又は法人等に関する情報が記録されており、当該意見書等の閲覧又は複写を認めることにより、当該個人又は法人等の権利利益を害するおそれがある場合をいう。

(2) 「その他正当な理由があるとき」とは、審査会に提出された意見書又は資料が公にされ

ることにより、行政運営上支障を生じる情報が記録されている場合等をいう。

- 2 第2項は、審査請求人等から提出資料の閲覧等の請求があった場合、第三者の権利利益を害することがないように、意見書又は資料の提出人の意見を聴取する義務を定めたものである。ただし、提出人の意見を聴くまでもなく、閲覧等の請求に対する判断を審査会が行うことが可能な場合には、意見を聴く必要はない。

また、審査会は、閲覧等の請求に対する判断に際し、提出人の意見に拘束されない。

- 3 第3項は、審査会が第1項の規定により意見書又は資料を閲覧等に供するときは、事件の調査審議に支障が生じないように、その日時・場所を指定することができることを定めたものである。ただし、審査請求人等が十分な主張・立証をすることができるようにするという本条の趣旨を損なわない範囲において指定しなければならない。

関係規則・要綱

【知事が行う情報公開事務に関する規則】

(審査会への提出資料等の閲覧等)

第11条 条例第28条第1項の規定に基づき審査会へ提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を請求しようとするものは、審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書（別記第12号様式）を審査会に提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書が提出されたときは、必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書（別記第12号様式の2）により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上、速やかに当該閲覧又は写しの交付の諾否を決定し、審査会提出資料等の閲覧等の承認について（別記第13号様式）、審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について（別記第14号様式）又は審査会提出資料等の閲覧等の不承認について（別記第15号様式）により、当該請求書を提出したものに通知するものとする。

【情報公開事務取扱要綱】

第5 審査請求があった場合の取扱い

6 審査会への提出資料等の閲覧等請求への対応

(1) 条例第28条第1項の規定に基づく審査会への提出資料等の閲覧又は写しの交付の請求

(以下「閲覧等請求」という。)は、審査会に対し行われるものであり、審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書(規則別記第12号様式)により審査会(情報公開課)が受け付ける。

提出された審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書の記載に不備がある場合の対応は、開示請求書の取扱いに準じるものとする。

- (2) 審査会(情報公開課)は、審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書を提出した者が閲覧等請求をすることができる者(審査請求人、参加人又は諮問庁)であるかどうかを確認し、請求権がないことが確認されたときは、書面により却下する旨を通知する。
- (3) 審査会(情報公開課)は、閲覧等請求を受けたときは、必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(規則別記第12号様式の2)により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴き、当該閲覧等請求の諾否を決定した場合は、審査会提出資料等の閲覧等の承認について(規則別記第13号様式)、審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について(規則別記第14号様式)又は審査会提出資料等の不承認について(規則別記第15号様式)により閲覧等請求をした者に通知する。
- (4) 審査会(情報公開課)は、閲覧・写しの交付を実施する際には、身分証明書等により本人確認を行う。
- (5) 閲覧・写しの交付に要する費用は、徴収しない。

第29条 審査請求の制限

第29条 この条例の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

趣 旨

本条は、この条例の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができないことを定めたものである。

第30条 答申書の送付

第30条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

趣 旨

本条は、審査会が答申をしたときには、審査請求人及び参加人への手続保障の観点から、両者に答申書の写しを送付すること、また、審査会の説明責任の観点から、答申の内容を公表することを定めたものである。

運 用

答申の内容の公表については、答申書そのものを公表することを求めているものではないため、答申書に、一般に公表することが適当ではない部分が含まれている場合には、当該部分を除いた内容を公表することとする。

第31条 審議手続の非公開

第31条 審査会の行う審議の手続は、公開しない。

趣 旨

本条は、公文書の開示決定等の当否を審査するという審査会の性格から、審査請求の審議の手続はすべて非公開とすることを定めたものである。なお、審査請求の審議の手続には、情報公開に関する事項について、実施機関に意見を述べるための手続は含まれないものである。

運 用

審査会が、情報公開に関する事項について実施機関に意見を述べる場合は、審査会が非公開とする旨の議決をした場合を除き公開で行われることとなる。

第32条 規則への委任

第32条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

関係規則・要綱

【情報公開審査会規則】

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第32条の規定により、東京都情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審査会の委員は、地方自治及び情報公開に関して学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第4条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、やむを得ない理由により、会長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の規定は、第二項ただし書による会議について準用する。この場合において、前項中「出席した委員」とあるのは「書面その他の方法により審議を行った委員」と読み替えるものとする。

(部会)

第5条 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

2 前条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「審査会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(専門調査員)

第6条 審査会に、調査のため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。